○農林水産省告示第四百四十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機飼料の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百七号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百四十六号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、有機畜産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百四十七号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百四十八号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第二項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有機畜産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年十一月二十五日農林水産省告示第千八百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百四十九号

農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十条第一号の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百五十号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十条第四号の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月二十六日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市有馬字熊沢二四一九の一・二四二〇の一・二四二四・二四二六の一・二四二七の一・二四三〇の一・二四三三の一・二四三四の一・二四三五の二・二四三六から二四三八まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四三三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市一八四九の一・一八四九の四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡南部町大字苫米地字上根岸一〇三の九・字朝日一二の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県三戸郡南部町大字苫米地字上根岸一〇三の九・字朝日一二の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県竹田市久住町大字白丹字板木七五七一の二・七五七二の一・七五七二の三・七五七二の四・七五七三の一・七五七三の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県秦野市八沢字土橋二三六の四、字古多部三三一の一（次の図に示す部分に限る。）、三一九の一、三一九の二、三一九の七、三二〇の一、三二〇の二、三三一の二、字本八沢五六二、五六三の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び秦野市役所に備え置いて縦覧に供する。）